少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターでは、少年問題を専門的に扱う少年警察補導員がこんな活動をしています。

相談活動、支援活動

20歳未満の少年の問題行動に関する相談や、犯罪の被害に関する相談などに応じています。
面接や電話・メールで相談を受け付けています。（相談は無料です。）
内容によって、各関係機関とも連携しながら、継続的な支援に移行します。

また、調理体験や各種スポーツ活動などの体験活動、学習支援、ときにはボランティア（大学生や地域の大人）などと一緒に活動を行うこともあります。

相談の受付方法

面接での相談の場合、事前に連絡をしていただけるとスムーズに相談に応じられます。まずはお電話をしてください。
（連絡先等は次のページに記載しています。）

継続的な支援について

継続的な支援は、少年本人の状況や気持ち、保護者の意向等を確認しながら行います。
少年本人が来所に消極的な場合、まずは保護者のご相談から始めることも可能です。


面接の様子


調理体験の様子


農業体験の様子


制作体験の様子

◎少年相談にはこんな事例があります◎

【少年本人から】
- 学校でいじめなど嫌なことがある…
- ネットで知り合った人に画像を広められた…
- 家族とうまくいっていない…



【保護者から】
- 夜遅くまで、子どもが家に帰ってこない…
- 万引きや家族のお金の抜き取りをくり返し、注意をしても直らない…

【学校から】
- 生徒の交友関係が心配だ…
- 生徒が友だち同士のトラブルがきっかけで、学校へ来づらくなっている…

被害少年への支援活動

犯罪やいじめなどの被害を受けた少年に対して、精神的ダメージの回復やその軽減に向け、継続的な支援活動を行っています。

街頭補導活動

少年のたまり場になりやすい場所を巡回しています。タバコを吸ったり、学校をさぼっている少年を補導し、家庭連絡を行っています。

情報発信活動



児童生徒や保護者・地域住民向けに、非行防止、被害防止、薬物乱用防止に関する講話や指導を行っています。

少年警察補導員とは？

少年警察補導員は、少年の非行防止、健全育成を図るため、「少年相談」、「少年の補導活動」、「被害少年の支援活動」、「広報活動」等を専門にしている警察行政職員です。
中には、公認心理師、臨床心理士の資格を取得した職員もいます。

相談窓口　＊受付時間 平日　８：３０～１７：１５

（メールの返信も上記時間になります）

東部少年サポートセンター

鳥取市西町１丁目 401 番地　鳥取県庁西町分庁舎１階
（0857）22-1574

小さき花園幼稚園の隣です



ヤングメール　youngmail@pref.tottori.lg.jp

中部分室

倉吉市駄経寺町 187-1　倉吉交流プラザ２階
（0858）22-1574

＊御用の際は、必ず事前にお電話ください。

倉吉交流プラザ１Ｆは倉吉市立図書館です



西部少年サポートセンター

令和９年１月に
移転しました

米子市車尾二丁目 26-10
（0859）31-1574

米子市立車尾小学校近く、米子車尾郵便局前です





ひとりで悩んでいませんか？
お気軽にご相談ください。

